

26 育成者権管理機関支援事業

【令和6年度予算概算要求額 300（300）百万円】

<対策のポイント>

植物新品種の保護・管理を徹底するとともに、海外から許諾料を得て新品種の開発投資を促進するため、育成者権者に代わって行う海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理機関の取組を支援します。

<事業目標>

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国〔令和9年度まで〕）

<事業の内容>

1. 国内育成者権管理事業

国内の種苗の増殖や自家増殖の許諾契約、果樹苗木の流出防止に向けた管理システムづくりなど、国内における育成者権の適切な管理を実施するために必要な経費を支援します。

2. 海外育成者権管理事業

海外における育成者権の適切な管理と、国内農業振興や輸出戦略と整合する形で活用に向けた海外品種登録出願を支援します。

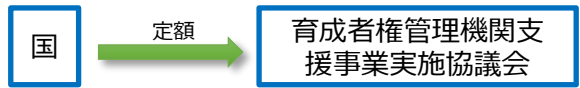
3. 国内外における侵害対応

無断栽培等の育成者権の侵害に対する証拠収集、警告、訴訟等の対応を支援します。

4. 海外リーガル調査事業

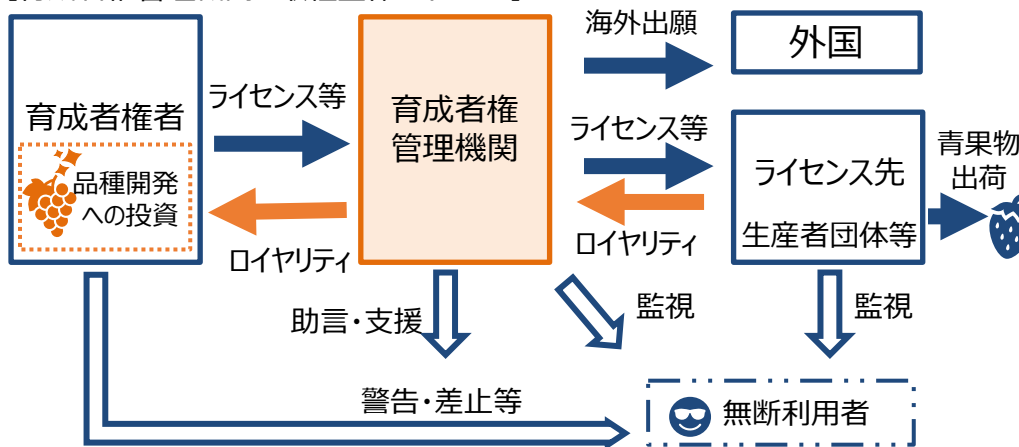
現地の種苗法や民法などの法令制度及びその運用実態や商慣習等の調査、国内農業振興や輸出戦略に資する許諾契約のひな形の作成など、海外許諾契約のための環境整備を支援します。

<事業の流れ>



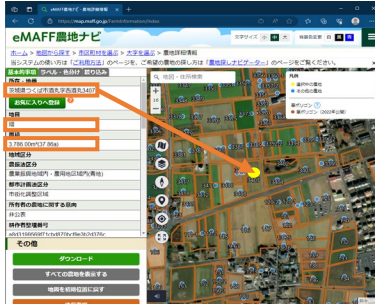
<事業イメージ>

【育成者権管理機関の取組全体のイメージ】



【育成者権管理機関による国内の育成者権管理のイメージ】

特に海外流出リスクの高い果樹の苗木について、適切な管理に向けたシステムを構築



+

- 生産者名
- 生産者住所
- 苗木必要本数
- 自家増殖数（高接ぎ用穂木）
- 苗木購入予定業者

Web上で入力

海外でライセンスし、実効的に無断栽培を防止するためには、足元の国内からの流出の抑止が一層重要

【お問い合わせ先】 輸出・国際局知的財産課（03-6738-6443）